

令和元年度における職員の職務に係る倫理の保持に関する状況について

職員の倫理保持については、県民の誤解や不信を招くような行為を防止する総合的な対策として、平成12年9月に「青森県職員倫理条例」を制定し、併せて青森県職員倫理規程等の関係規程を制定して平成13年4月1日から施行しております。

条例では、毎年度、職員の職務に係る倫理の保持に関する状況について、知事が、各任命権者からの報告に基づき、その概要を公表することとされており、令和元年度においては次のとおりとなっています。

1 各種届出等の状況

条例等では、職員の倫理保持の状況をチェックするため、職員は一定の場合には届出等を行うこととされており、その状況は以下のとおりでした。

なお、知事部局及び警察本部以外の各任命権者については、各種届出等に係る実績はありませんでした。

(1) 利害関係者との飲食に係る届出の状況

職員は、自己の費用を負担する場合は利害関係者と共に飲食をすることができますが、夜間において飲食をする場合は、あらかじめ倫理監督者に届け出ることとされています。

区 分	届出件数	相手方
知事部局	9	民間企業の方や公益財団法人など公益的な性格を有する事業等を行っている団体に属する方です。
警察本部	17	
合 計	26	

<前年度との比較>

区 分	件 数		前年対比
	平成30年度	令和元年度	
知事部局	13	9	▲4
警察本部	19	17	▲2
合 計	32	26	▲6

※ 届出については、1人の職員につき、1回の飲食ごとに行うこととなっています。

したがって、例えば5人の職員が1回の飲食に参加した場合の件数は、5件とカウントされます。(以下の届出についても同様です。)

(2) 利害関係者とのゴルフに係る届出の状況

職員は、自己の費用を負担する場合は利害関係者と共にゴルフをすることができませんが、その場合は、あらかじめ倫理監督者に届け出ることとされています。

令和元年度においては、届出実績はありませんでした。

<参考>平成30年度の届出実績はありません。

(3) 講演等に係る承認の状況

職員は、利害関係者からの依頼に応じて、報酬を受けて講演等をする場合は、あらかじめ倫理監督者の承認を受けることとされています。

令和元年度においては、承認実績はありませんでした。

<参考>平成30年度の承認実績はありません。

(4) 贈与等報告書による報告の状況

管理職員は、事業者等から1件5千円を超える贈与等を受けた場合は、任命権者に贈与等報告書を提出することとされています。

区 分	報告件数	贈与等の内容
知事部局	7	利害関係者以外の者から飲食物の提供を受けたものや原稿料を受領したものです。

<前年度との比較>

区 分	件 数		前年対比
	平成30年度	令和元年度	
知事部局	4	7	3

2 倫理条例等に違反することを理由として行った懲戒処分等の状況

倫理条例等に違反することを理由として懲戒処分等を行った実績はありませんでした。

<参考>平成30年度の懲戒処分等の実績はありません。